

## 第8回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年8月15日(水)

場 所 市役所4階 401大集会室

### 議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨  
の証明願について (申請件数 1件)

報告第1号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明願いについて  
(申請件数 1件)

報告第2号 農地法第5条に係る会長専決処理について  
(申請件数 9件)

### 応召委員(12名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
10番	大口 貴司	11番	朝倉 庄吉郎
12番	奥住 雄一	13番	田代 敏夫

### 不応対委員(1名)

9番 高橋 文雄

職務のために出席  
した者(事務局)

事務局長	古川 敦司
事務局次長	本木 豊
事務局書記	進藤 博

午後4時00分開会

議 長  
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠ありがとうございます。

これより第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長  
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、2番内野晴夫委員、8番安彦祥子委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」2件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第1号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明であります。

相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑及び山林になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成8年12月30日に相続し、前回調査は、平成27年6月15日になります。

以上でございます。

議 長  
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありました。本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしくをお願いいたします。

6 番  
(榎本 英雄君)

本日、午後2時30分から土地利用部会を開催いたしました。現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」2件あります。

申請地の農地でございますが、①の農地は南瓜等が栽培されており一部準備中でした。②の農地は里芋、ナス、トマト、南瓜等が栽培されており一部準備中でした。③④の農地は、ネギ、ブロッコリー等が栽培されており一部準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発

<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>行はよろしいかと思えます。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。</p>
<p>1 番 (川島 修君)</p>	<p>はい、川島委員</p> <p>現地を確認しており問題はありませんでした。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>他に御意見等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、証明書を発行いたします。</p> <p>次に報告第1号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」1件あります。事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いですが、1件申請がありました。</p> <p>本件は、本来ならば議案として審議していただくこととなりますが、平成30年6月12日付で市長より生産緑地の買取申し出に伴う意見照会があり、平成30年7月の農業委員会総会において、申請人が主たる農業従事者であることを承認しておりますので、本件を報告事項とさせていただきました。</p> <p>」申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のと</p>

おりになります。地目は畑で、理由は平成30年6月6日、申請人の故障により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市町に対し当該生産緑地の買取を申し出るためのもの  
でございます。

以上でございます。

議 長  
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、川島委員

1 番  
(川島 修君)

申請地につきまして現地を確認しております。

議 長  
(田代 敏夫君)

他に、御意見等ございましたら伺います。

委 員

なし。

議 長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」は終了いたします。

次に報告第2号「農地法第5条に係る会長専決処理について」9件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

報告第2号農地法第5条に係る会長専決について8件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。

1件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。

2件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。

3件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅でございます。

4 件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。

5 件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。

6 件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅でございます。

7 件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は資材置場でございます。

8 件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は資材置場でございます。

9 件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅でございます。

以上でございます。

議 長  
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、伊東委員

5 番  
(伊東 誠司君)

1 番の届出地ですが現地を確認しております。

3 番  
(藤野 政彦君)

2 番、4 番、5 番の届出地を確認しております。

2 番  
(内野 晴夫君)

3 番、9 番の届出地ですが、まだ農地のままです。

1 1 番  
(朝倉 庄吉郎君)

6 番につきまして、現地は更地のままです。

1 2 番  
(奥住 雄一君)

7 番、8 番現地を確認しております。

他に御意見等ございませんか。

議 長  
(田代 敏夫君)

なし

議 長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条に係る会長専決について」は終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第8回総会を終了いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後4時10分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成30年8月15日

会 長 田 代 敏 夫 ⑩

署名委員 内 野 晴 夫 ⑩

署名委員 安 彦 祥 子 ⑩